

2020年5月18日

厚生労働大臣
加藤 勝信 殿

航空労組連絡会
議長 近村 一也

新型コロナウイルスの感染拡大防止のための緊急要請
～1日も早く収束させるために～

新型コロナウイルス感染者は世界全体で400万人を超え、死亡者は30万人を超える状況となっており、感染拡大が続いています。

航空産業では大規模な運休、減便はあるものの、国際線、国内線とも運航を継続しています。専門家会議は「感染拡大防止には人との接触機会の削減が必要」としていますが、航空における対策は未だ十分とは言えません。日本では39県で緊急事態宣言が解除されましたが、第二波を抑えるためにも、政府として感染拡大防止策の強化は必須です。

特にカウンター職員や客室乗務員は、様々な国籍、また不特定多数の乗客との接触の機会が多く、感染するリスクが高いと言えます。また、自身が気付かないまま感染源となり、ウイルスを拡散させてしまう危険性も大きい職種です。

機内では、国内線のファーストクラスでは一部の会社は従来通り食事を提供しています。国際線での食事サービスはほぼ変更はありません。食事中、乗客はマスクを外し、客室乗務員は食事や飲み物の要望を伺うため至近距離で会話もするため、飛沫が顔や衣服に飛ぶ可能性が高くなります。

機内の換気に使用されているHEPAフィルターはウイルスを通しませんが、万一感染者が搭乗していた場合、トイレのノブ、座席、テーブル、上の棚、床など、あらゆる場所にウイルスが付着している可能性があり、そこから接触感染が広がるのが懸念されます。機内消毒については、日本航空では国際線・国内線とも夜間整備の際、全日空では国際線日本到着後の夜間機内清掃時に実施されていますが、各社の対応に任されており統一されたものではありません。国内感染を抑えることが重要な局面にもかかわらず、国内線での機内消毒は十分おこなわれていないのが実態です。

客室乗務員が日本への入国拒否国から帰国した場合には、乗務員用に定められた申告書を検疫

に提出することで PCR 検査対象から除外され、公共交通機関での帰宅も認められています。PCR 検査を受けた乗客が後日、陽性だったことが判明した場合には 14 日間の自宅待機などが指示されますが、少なくない客室乗務員がこの自宅待機対象になっています。

乗客に対しては、一部空港で搭乗前のサーモグラフィによる検温が実施されつつあるものの、体調不良者の搭乗拒否やマスク着用などは協力依頼のみとなっています。

上記のような状況から、新型コロナウイルス感染拡大防止のため下記の要請を致します。企業の判断に委ねるのではなく、国として各航空会社への指導など、早急に対応されるよう要請いたします。

記

1. 企業の判断に委ねるのではなく、国としての具体的対応策を定め、各航空会社への徹底・指導を実施すること
2. 人道的理由での運航を除き、感染の拡大が懸念される国（地域）への国際線の旅客便運航を見合わせること。
3. 客室乗務員、カウンター職員に対して、すでに実施しているマスク等に加え、フェイスシールド（またはゴーグル）、使い捨てビニールガウンの着用を義務付けること。
4. 接触の機会が極力減らせるサービス内容へ見直すこと。
5. 国際線、国内線含め、1 便運航する毎に機内消毒を実施すること。
6. 入国拒否国から帰国した客室乗務員に対して、PCR 検査の実施、公共交通機関の利用禁止、一定期間の自宅隔離などの措置を講じること。
7. 搭乗旅客の検温、体調確認を実施し、体調不良者の搭乗を認めないこと。
8. 搭乗乗客に対して、機内での飲食時以外のマスク着用を義務付けること。

以上